

特別養護老人ホーム入居までのあらまし

- I 介護サービスの利用の仕方
- II 要介護認定調査の注意点
- III 「介護保険施設」は3種類
- IV 「特別養護老人ホームの費用」はどれぐらいかかりますか？
- V どれくらい待てば入居できますか？
- VI 特養は要介護3以上でないとご入居できないのですか？
- VII 特養の「入居手続き」「選び方」

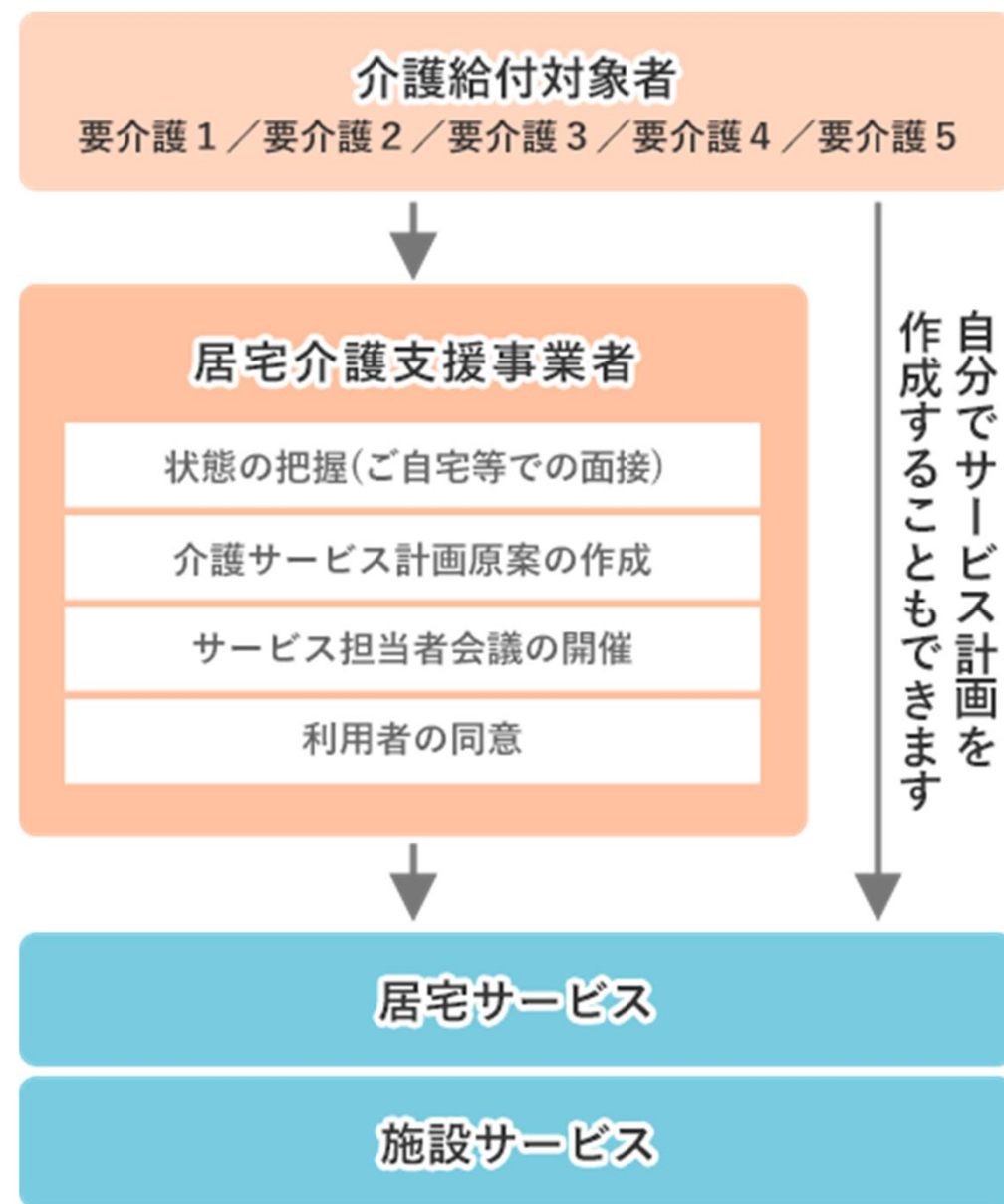
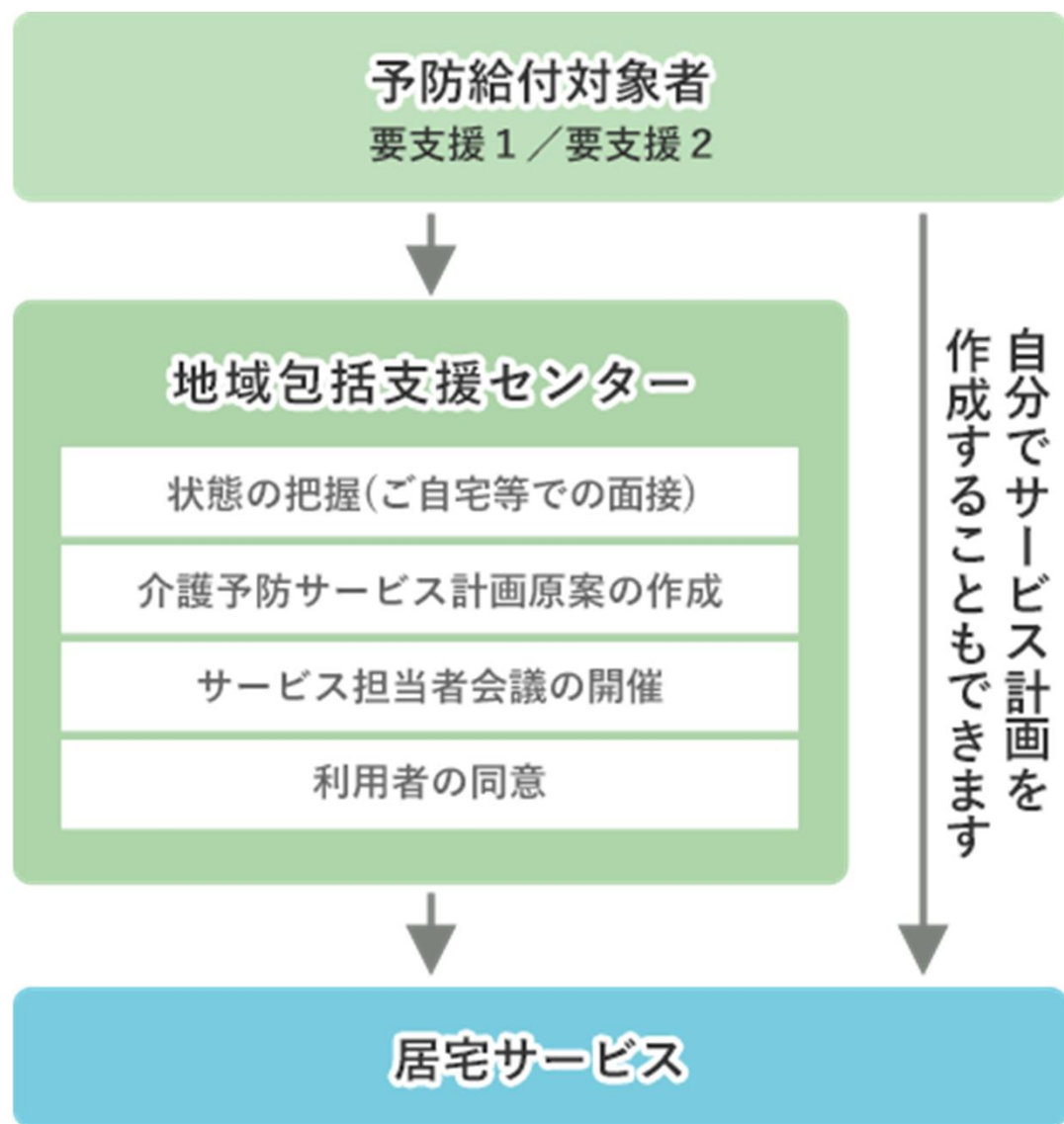
社会福祉法人一陽会 特別養護老人ホームえびすの郷



えびすの郷公式サイトQR

I 介護サービスの利用の仕方

項目	説明
①要介護認定の申請	介護保険によるサービスを利用するには、要介護認定の申請が必要になります。申請には、介護保険被保険者証が必要です。
②認定調査・主治医意見書	市区町村等の調査員が自宅や施設等を訪問して、心身の状態を確認するための認定調査を行います。原則として、本人の日頃の状態をよく理解している「かかりつけ医」に依頼します。主治医がいない場合や普段通院していない場合は、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。
③審査判定	調査結果及び主治医意見書の一部の項目はコンピューターに入力され、全国一律の判定方法で要介護度の判定が行なわれます（一次判定）。一次判定の結果と主治医意見書に基づき、介護認定審査会による要介護度の判定が行なわれます（二次判定）。
④認定	市区町村等は、介護認定審査会の判定結果にもとづき要介護認定を行ない、申請者に結果を通知します。申請から認定の通知までは原則30日以内に行ないます。 認定は要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれています。
⑤介護（介護予防）サービス計画書の作成	介護（介護予防）サービスを利用する場合は、介護（介護予防）サービス計画書（ケアプラン）の作成が必要となります。 【予防給付対象者 要支援1～2と認定された方】 ケアプランは、地域包括支援センターに作成を依頼することができます。 【介護給付対象者 要介護1～5と認定された方】 ■在宅のサービスを利用する場合→居宅介護支援事業者（介護支援専門員）に介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。 ■施設のサービスを利用する場合→施設の介護支援専門員がケアプランを作成します。
⑥利用の開始	介護サービス計画にもとづいた、さまざまなサービスが利用できます。



II 要介護認定調査の注意点

要介護認定調査は、介護保険サービスを利用するために必要な「介護の必要性（要介護度）」を決定する非常に重要なプロセスです。調査の結果によって受けられるサービスの上限額が決まります。調査をスムーズかつ適切に受けるための注意点と対策をまとめました。

三木市の要介護認定調査は厳しいことで有名、事前準備は重要！

1 事前準備のポイント

項目	説明
①家族・ケアマネジャーの立ち会い	本人だけでは日頃の様子を正確に伝えられないことが多いため、 <u>必ず介護をしている家族が立ち会ってください。</u>
②日頃の様子をメモ・記録する	<u>記憶力、歩行状況、排泄、入浴、食事、夜間の様子などを具体的にメモしておきます。特に「できないこと」「見守りが必要なこと」を具体的に書き出しておくとういでしょう。医師の診断・既往歴の整理：診断名だけでなく、どのような症状があるか、何に困っているかを具体的にまとめておきます。</u>
③調査項目の確認	<u>調査員は74項目の基本調査と特記事項を聞き取り調査します。</u> ・身体機能・動作（立ち上がり、歩行、食事、排泄など） ・生活機能（洗顔、着替え、入浴、服薬管理など） ・認知機能（記憶力、見当識、理解力、意思の伝達など） ・精神・行動面（情緒の安定、徘徊の有無、妄想や興奮など） ・社会生活への適応（外出の頻度、人との交流など）



※ 調査結果は、その後の一次判定（コンピューターによる判定）に反映され、さらに主治医の意見書や介護認定審査会の判断を経て、最終的な「要介護度」が決定されます。

2 認定調査前の準備

調査員が来たときに慌てないように、事前に次のことを準備しておくで安心です。

(1) 普段の生活の様子を具体的に整理する

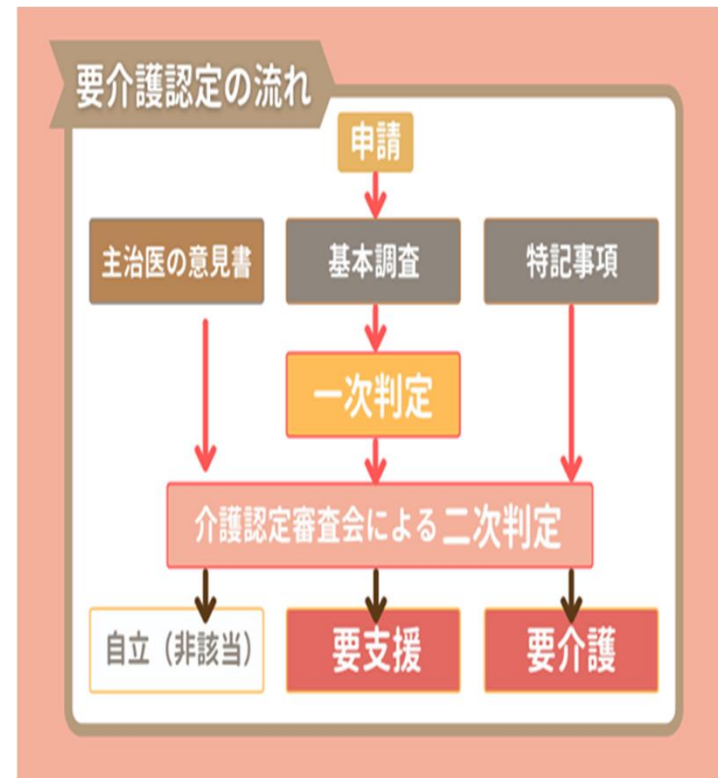
- ①起床・就寝の時間は？
- ②食事は自分で食べられているか？（配膳、片付けなども含めて）
- ③排泄はトイレでできるか？失禁はあるか？
- ④入浴は誰の手を借りているか？
- ⑤服薬は自分で管理できているか？
- ⑥外出や趣味活動の頻度は？

→ 日常の様子を細かく把握しておくで、調査時の受け答えに役立ちます。

(2) 認知症など精神面の変化や行動の記録

- ①最近、物忘れが増えた？
- ②同じ話を繰り返すことがある？
- ③昼夜逆転、徘徊、興奮、暴言などの症状は？
- ④不安や抑うつ状態、怒りっぽさなどの精神的変化は？

→ 可能であれば、行動や様子を日記やメモに記録しておくで説得力が増します。



（３）医療・服薬情報をまとめる

- ①現在受診している病院、診療科、医師の名前
- ②診断されている病気の名前（例：脳梗塞、糖尿病、パーキンソン病など）
- ③毎日飲んでいる薬の一覧

→ 主治医意見書と照らし合わせる際に、重要な参考資料となります。



（４）家族やケアマネジャーと情報共有

- ①本人が把握しきれないことは、同席する家族がサポートしましょう。
- ②ケアマネジャーがいれば、事前に打ち合わせをして調査当日も同席してもらうとより正確に伝えられます。



（５）伝えたいことはメモに書いておく

- ①どうしても伝えたいこと、誤解されやすい点、気になる症状などは事前に箇条書きで整理しておきましょう。



3 調査当日の注意点

項目	説明
①現状を「正直」に伝える	<u>高齢者本人が、見栄を張ったり、恥ずかしがったりして「できる」と答えてしまうと、実際の介護度より低く判定される危険があります。</u> ※特に、男性高齢者は要注意
②「できない時」の様子を優先して伝える	できたりできなかったりする場合、より大変な時の状況に基づき判断します。
③「見守り」が必要な点も伝える	<u>自力でできても、危険を伴うため見守りや声かけが必要な場合は、その旨を特記事項に記載してもらいます。</u>
④メモを活用する	<u>緊張して伝え忘れがないよう、事前に用意したメモを見ながら話して問題ありません。</u>
⑤本人が無理をする場合は補足する	<u>調査員の前で、高齢者本人が普段以上に頑張ってしまうケースが多々あります。家族が「普段はもっと介護が必要」と具体例を挙げてください。</u> ※特に、男性高齢者は要注意

※認定調査は市区町村の職員、または委託を受けたケアマネジャーが訪問します。調査員証を携帯しているので確認してください。

4 よくある質問への対応

認定調査（要介護認定の訪問調査）での回答は、「普段の困りごと」や「介護の手間」を具体的に伝えることが重要です。本人が調査の時だけ頑張って「できる」と言ってしまうことが多いため、家族が日頃の本当の姿を補足する必要があります。

（１）身体機能・起居動作（動きの確認）

単に「できる・できない」だけでなく、「何かつかまればできるのか」「転倒の危険があるか」を伝えます。

ア 立ち上がり・歩行

【回答例】

一人で立てますが、ふらつくので常に横で支えています。先週もトイレの前で転びそうになりました」

【ポイント】

5メートルほど歩けるか、10秒間立っていられるかが基準になります

イ 寝返り・起き上がり

【回答例】

「ベッドの柵をつかめば自力でできますが、夜中に体が痛むときは介助が必要です」

(2) 生活機能（日常生活の動作）

「どれくらい手伝っているか（介助量）」と「その頻度」が判断材料になります。

ア 食事

【回答例】

「スプーンで自分で食べますが、こぼすことが多いのでエプロンの着脱や後の掃除を毎回しています」

イ 排泄

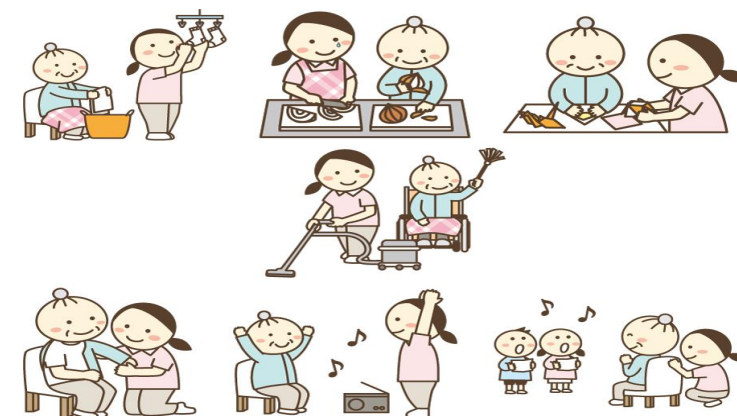
【回答例】

「トイレまでは一人で行けますが、ズボンの上げ下ろしが難しく、毎回手伝っています。夜間に失敗することもあります」

ウ 清潔保持（洗身・洗髪など）

【回答例】

「背中や足元は手が届かないので、家族が洗っています」



(3) 認知機能・精神行動障害

物忘れの程度だけでなく、それによって「周囲がどう対応しているか」が重視されます。

ア 物忘れ

【回答例】

「同じことを何度も聞くので、そのたびに紙に書いて説明しています。火の不始末が心配でIHに変え、常に誰かが確認しています」

イ 外出・徘徊

【回答例】

「一人で外に出たがりますが、帰り道がわからなくなるため、玄関にセンサーを付けて家族が付き添うようにしています」

(4) 社会生活への適応

薬の管理や金銭管理など、社会的な自立度を確認します。

【回答例】

「薬の飲み忘れが多いので、一回分ずつ小分けにして手渡しています」

5 納得のいく調査にするための事前準備

項目	説明
①メモを用意する	調査員は限られた時間（30～60分）で74項目を確認するため、 <u>伝え漏れがないよう「困っていることリスト」を作っておきましょう。</u>
②本人の前で言いにくいことは別紙で	<u>「お漏らしがある」「暴言がある」など、本人の自尊心を傷つける内容は、あらかじめメモを渡すか、玄関先などでこっそり伝えましょう。</u>
③「良い状態」ではなく「悪い状態」を基準に	調子が良い時を基準にすると、介護度が低く出てしまうことがあります。 <u>頻繁に起こる悪い状態を伝えてください。</u> より詳しい調査項目や記入のコツについては、厚生労働省の認定調査員テキストや、自治体（市川市など）が公開している文例集が参考になります。



（市川市QR）

6 調査後の対応

もし結果が実態と乖離していると感じた場合は、以下の手段があります。

項目	説明
①区分変更申請	認定直後でも、状態が悪化したとして再度調査を依頼できます。
②不服申し立て（審査請求）	自治体の介護保険審査会に対して不服を申し立てることができますが、少し時間がかかるため注意が必要です。

参考 居宅介護支援事業所選びの4つのチェックポイント

1 居宅介護支援事業所とは？

要介護認定を受けた人が自宅で介護サービスを利用するための「ケアプラン（介護サービス計画書）」を作成し、各種サービスの連絡や調整を行う専門の事業所です。

なお、費用は介護保険から給付されるため、自己負担はありません。

2 主な仕事

主な仕事	説明
①ケアプランの作成	本人や家族の希望と心身の状態に合わせた計画書を作ります。
②サービスの手配	訪問介護やデイサービスなどの事業所と連絡を取り、利用の調整をします。
③要介護認定の代行	認定申請の手続きを本人の代わりに進めます。
④定期的な確認	利用者の状態が変わらないか、定期的に自宅を訪問して様子を見守ります

介護のことでお困りではありませんか？



3 居宅介護支援事業所選びの4つのチェックポイント

	項目	説明	えびすの郷
1	自宅からの距離	① 同じ市区町村にあるか（地域の介護事情に詳しいので安心です。） ② 家から近いか（緊急時の対応が迅速です。）	三木市大塚206-6 服部病院隣接
2	ケアマネジャーとの相性・対応	① 話しやすいか（困ったことなど、気兼ねなく話せるかどうか大切です。） ② 説明が分かりやすいか（難しい専門用語を使わず、丁寧に教えてくれる人を選ぶ。）	主任ケアマネジャー含め経験豊富な職員が在籍している。また、話しやすく、説明がわかりやすいとの評判
3	タイプと強み	① 併設型 特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービスセンターなどが同じ建物にある事業所です。 ② 独立型 プラン作成だけを専門に行う事業所です。特定の介護会社に偏らず、中立な立場で事業所を選んでくれます。	併設型であり、デイサービス、ショートステイ、特別養護老人ホームへの入居や利用につなげやすい。
4	運営の安心感（特定事業所加算がついているか）	これは国が定めた厳しい基準（24時間の相談体制や、質の高い研修など）をクリアしている証拠です。この加算がある事業所は、サポート体制が特に手厚いと判断できます。	特定事業所加算を算定している。

Ⅲ 「介護保険施設」は3種類

1 介護保険施設は3種類

介護保険施設には、①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、②介護老人保健施設、③介護医療院の3種類があります。

種別	説明	参考（施設名）
①特別養護老人ホーム	【生活施設】であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、居宅においてこれを受けることが困難な方が入居し、養護することを目的とする施設です。	・えびすの郷 ・しゅうらく苑 ・りんどうの里 etc.
②老人保健施設	要介護高齢者に【リハビリなどを提供し在宅復帰を目指す施設】で、要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。	・サンスマイル三木 ・サンビラ三木 ・セントクリスト ファーズホーム etc.
③介護医療院	【医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設】で、主として長期にわたり療養が必要である方に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。	・米田病院介護医療院 ・介護医療院すまいれすと夢野

2 特別養護老人ホームの長所

特養の運営主体は、地方公共団体や社会福祉法人(公益法人)に限られる公的施設で、重介護者の入居に重きが置かれている一方、ご入居者の費用負担が安いことが魅力です。まとまった入居一時金などは不要で、月額利用料のみで生活ができます。

IV 「特別養護老人ホームの費用」はどれぐらいかかりますか？

1 特養の費用概要

特養は公的施設ですので、有料老人ホームなどと異なり、入居一時金のような初期費用は無く、月額の利用料のみとなります。月額利用料の内訳としては、①介護サービス費、②食費、③居住費、④日常生活費の4つです

種別	説明
①介護サービス費	介護にかかる費用で、要介護度や居室のタイプによって変わります。さらに、人員やサービス内容によって加算される費用があります。近隣にある同種の特養であっても、どの加算を取っているかによって費用が異なります。加算費用が高いほど介護を行っている介護の人員が厚く、サービス内容も充実しているといえます。
②食費	ご入居者が1日3回の食事をとるのに必要な金額です。
③居住費	は家賃にあたる費用ですので、居室の種類（従来型多床室、従来型個室、ユニット型個室）によって異なります。
④日常生活費	医療費、理美容費、嗜好品の購入など、ご入居者が施設で生活するにあたって必要となる費用です。ご入居者の心身の状況などによって費用が異なりますが、当施設での平均は1万円から2万円間のご入居者様が多いと思います。また、 <u>特養では、おむつ代は施設側で負担いたします。</u>

2 当施設での費用

当施設はユニット型個室で、日常生活費を除く月額費用の目安は、要介護4の住民税非課税世帯(第3段階②)の場合、12万7千円程度です（令和8年8月1日現在）。費用の詳細などについては、「特別養護老人ホームえびすの郷」まで、ご連絡（電話：0794-82-0300）いただければ、特養のご入居を含めご説明させていただきます。

V どれくらい待てば入居できますか？

多くのご家族様から「特養は、社会福祉法人や地方自治体でしか経営できないし、費用も比較的安価なため、入居待機者が何百人もいて、なかなか入居できないと聞きましたが本当ですか・・・？」というご質問をいただきます。結論から申し上げますと、「そのようなことは無いです。」となります。

1 各種介護施設の充実

有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者住宅などが次々と建設され、各種の介護施設などが充実する一方、依然として「終の棲家としての特養」を希望する方も多く存在するのも事実です。

2 実際の入居待機者

当施設のホームページ中に「どれくらい待てば入居できますか？」との問いがあります。これに対して「特養は公的な施設であるため、介護度の高い方や緊急性がある方など、優先順位の高い方から入居することになっています。待機期間について確実なことはご案内は出来ませんが、当施設の（実質的な）入居待機者は15人程度(令和6年10月末現在)です。しかし、入居待機者（申込者）の中には、既に他施設に入居決定した方、長期入院している方などもありますので、心身の状況によっては直ぐにご入居できる場合もあります。まずは、入居申込書などの提出をお願いします。また、当施設にはショートステイ専用居室が20室ありますので、ショートステイを利用しながら入居を待つことも可能です。」と回答しています。

3 当施設への入居申し込み

特養へのご入居を希望される方につきましては、「特別養護老人ホームえびすの郷」への入居申し込みをご検討ください。ご連絡いただきましたら、当施設のご説明やご案内なども含め対応させていただきます。お問い合わせは、電話：0794-82-0300までお願いします。

【出典】えびすの郷ブログ「施設長の春花秋月」（令和7年6月1日）から



VI 特養は要介護3以上でないとご入居できないのですか？

1 はじめに

先般、施設見学のご家族様から「特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）は要介護3以上でないとご入居できないのですか？」とのご質問をよく受けます。今回、要介護1・2の方でも入居できる場合を規定している特例入居（所）制度について、お話したいと思います。

2 特養の入居要件が要介護3以上となった経緯

平成27年（2015年）4月から介護保険法が改正され、特養の入居対象者は、原則、要介護3以上と規定されました。この法改正の背景には、受け皿（特養）が不足している都市部を中心に全国で入居待機者が50万人超にも上っていたことに加え、介護給付費の増大を抑えたい国の意向が反映されたとも言われています。

3 特例入居（所）とは

もっとも、要介護1・2の方でも入居できる道があります。これが今回話題とする「特例入居（所）」です。特例入居（所）は、要介護1、2の方でもやむを得ない事情で特養以外での生活が困難であると認められる場合に、市町村の適切な関与のもとで入居することが可能な仕組みです。その要件は、以下の4点です。

- ①認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる。
- ②知的障害、精神障害等であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

4 高齢者人口の減少で空床が目立つ地域も

令和4年(2022年)4月時点の全国の特養への入居申し込み者は27万5千人で、そのうち特例入居(所)の申し込み者は2万2千人となっています。前回調査(令和元年(2019年))時は32万6千人中、特例入居(所)の申し込み者は、3万4千人となっており、特養入居申し込み者自体が減少している状況です。これはサービス付き高齢者住宅、認知症グループホーム、有料老人ホームなどの居住系サービスの供給量拡大の影響もあると言われています。また、郡部を中心とした地域によっては高齢者人口が減少しているため、常に空床が生じている特養も散見されるとの指摘もあります。

そのような中、要介護3以上でないと入居できないという原則を厳格に適用し、要件を満たし空きがあるにもかかわらず、入居が認められないケースがあるという指摘もありました。このため国においては、令和4年(2022年)に「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針についての一部改正について(通知)」(令和5年4月7日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)において、令和4年12月20日の社会保障審議会介護保険部会の「特例入所の趣旨の明確化を図るなど、地域における実情を踏まえた適切な運用を図ることが適当である。」を踏まえ、指針を改正しています。

5 要介護1・2で直ぐに特養に入居したい場合

要介護1・2の方でも、特例入居の要件に該当すれば特養への入居は可能です。しかし、入居待機者を抱える特養では、どうしても介護度の高い方から入居を進めざる得ない状況にあります。したがって、狙い目としては、待機者の少ない特養(郊外・郡部の特養)なども候補に入れてはいかがでしょうか。高速道路網が発達した現在、車で1・2時間程度、走るだけで、待機者数の少ない特養は存在します。近くの特養で要介護1・2だからという理由で、「申し込みされても入居まで時間がかかります。」や「当施設での受け入れは困難です。」と言われたご家族様は、少し範囲を広げて、郊外(郡部)の特養もご検討いただければと考えます。

【出典】えびすの郷ブログ「施設長の春花秋月」(令和7年10月20日)から



参考

特養とサ高住との比較（要介護4、1割負担・第4段階の場合）

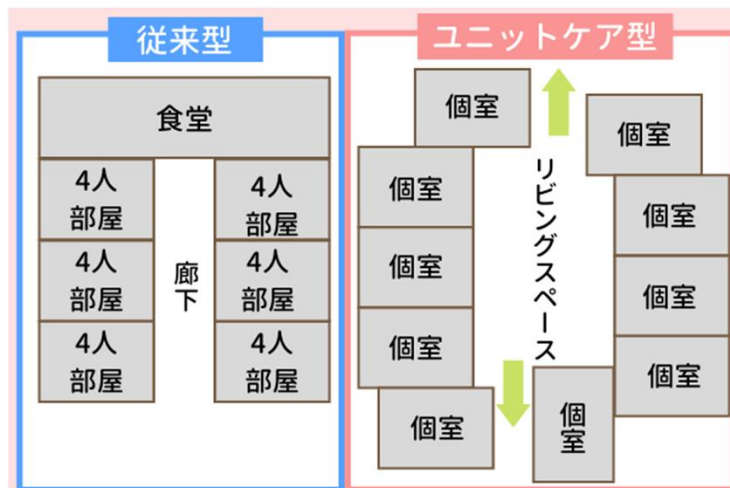
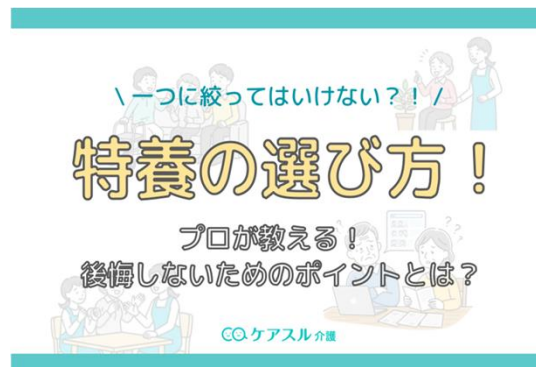
	特別養護老人ホーム（ユニット型個室）	サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）
基本情報と入居条件	原則として要介護3以上の重度の方が対象です。常時介護が必要で、自宅での生活が難しい方が優先される。	原則60歳以上、または要支援・要介護認定者。自立した方から軽度の介護が必要な方まで入居できる。
法律上の位置付けと運営主体	老人福祉法に基づく「介護保険施設（施設サービス）」です。運営主体は社会福祉法人や自治体に限定されている。	高齢者住まい法に基づく「住宅」です。民間企業や医療法人など、多くの事業者が運営している。
サービス	24時間体制で食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練、看取りまで一体的に提供される。	安否確認と生活相談が義務です。介護が必要な場合は、外部の訪問介護などを個別契約して利用する。
費用と空き状況	比較的費用が安く抑えられますが、人気が高いため入居待ちが発生しやすい。	敷金や家賃、サービス費などが必要です。比較的すぐに入居しやすい傾向がある。
月額利用料（目安）	約15万～18万円 ・居住費、食費、日常生活費、介護サービス費：約13万～16万円 ・その他実費：医療費（1万円）、日用品費（5千円）など	約17万～36万円 ・家賃・管理費・共益費：約5～20万円、 ・基本サービス費（安否確認・相談）約1～5万円 ・食費：約6万円 ・その他実費：介護サービス費（3万円）、水道光熱費（5千円）、日用品費（5千円）、医療費（1万円）など
初期費用	0（入居一時金など無し）	敷金や保証金として数万円～数十万円以上

VII 特養の「入居手続き」「選び方」

1 特養入居手続きの4ステップ

2 特養の「必要条件」(入れるのはどんな人?)

3 特養の「選び方」4つのチェックポイント



1 特養入居手続きの4ステップ

【STEP 1: 相談・施設選び】

- ケアマネジャーへの相談
(入院中の場合：病院・地域連携室への相談)
- 施設の見学



【STEP 2: 入所申し込み】

- 必要書類の提出
(**複数施設への同時申し込みが有効**)



【STEP 3: 入所判定委員会】

- 施設側による「入所必要度」の審査・順位決定
※兵庫県の入居コーディネートマニュアルによる審査・順位決定



【STEP 4: 面談・契約・入居】

- 本人面談と健康診断、契約締結
- 🎉 入居開始！

💡 早く入居するためのコツ

1.複数の施設へ申し込む: 通える範囲にある複数の特養を見学し、気に入った特養に並行して申し込む。

2.ユニット型も検討する: 従来型の多床室よりも費用が少し高い「ユニット型特養」は、**比較的待機者数が少なく早く入れる傾向があります。**

3.状況変化を報告する: 待機中に「要介護度が上がった」などの変化があれば、すぐに施設やケアマネジャーに伝えてください。緊急度が再評価され、順位が上がる可能性があります。

2 特養の「必要条件」(入れるのはどんな人?)

特養は公的な介護施設であるため、法律で入居できる条件が厳格に定められています。

①原則「要介護3以上」の高齢者65歳以上で、要介護3・4・5の認定を受けていることが基本条件です。40～64歳の方でも、特定疾病（若年性認知症や末期がんなど）により要介護3以上になれば対象となります。

②「要介護1・2」でも特例で入れるケース以下のような「やむを得ない事情」がある場合、特例的に入居できることがあります。

①認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる。

②知的障害、精神障害等であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる。

③家族等による深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である。

④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

③ 医療行為が多すぎないこと

特養には医師が常駐していない（嘱託医が定期訪問する）ため、24時間体制の高度な医療行為（経管栄養や人工呼吸器など）が必要な場合は、受け入れが難しいことがあります。

※施設によって対応できる医療範囲は異なります

3 特養の「選び方」4つのチェックポイント

(1) 部屋のタイプ特徴(代表例)

特養と一言で言っても、建物の構造や部屋のタイプで費用や生活環境が大きく変わります。部屋のタイプ（居住環境）を選ぶ特養には大きく分けて2つのタイプがあり、どちらを選ぶかで毎月の費用が数万円単位で変わります。

タイプ	説明
①従来型(多床室)4人部屋 (居住費目安:月額2万7千円)	パーティションやカーテンで仕切られている。費用を抑えられる反面プライバシーの確保が難しい。
②ユニット型個室 (居住費目安:月額6万2千円)	10前後の個室をひとつの「ユニット」とし、専用の共有リビングを囲む。自宅に近い環境でプライバシーがある反面、従来型に比べて費用が高い。

(2) 施設ごとの「医療・看取り体制」を確認する

- ・看取りに対応しているか？
- ・医療機関との連携はどうなっているか？

(3) 「立地」と「通いやすさ」

特養に入居すると、家族が着替えの補充や手続き、面会で何度も足を運ぶことになります。①「キーパーソン（主に動く家族）の家から通いやすいか」、②「最寄り駅から徒歩圏内か」、③「駐車場があるか」は非常に重要な要素です。

(4) 施設の雰囲気と「ケアの方針」

- ア スタッフの挨拶や、入居者への声かけが丁寧か。
- イ 施設内が清潔で、介護施設特有のにおいがきつくないか。
- ウ レクリエーションやイベントが活発に行われているか。
- エ 食事はおいしいか（クックサーブ（調理後すぐに食事提供）か？、クックチルか？）

三木市内の特別養護老人ホーム一覧

	施設名称	所在地	定員	ショート	備考
1	特別養護老人ホーム しゅうらく苑	三木市別所町興治142 TEL83-6767	106	14	従来型個室 16室 4人部屋 26室
2	特別養護老人ホーム えびすの郷	三木市大塚206-6 TEL82-0300	60	20	ユニット型個室
3	特別養護老人ホーム みずき	三木市加佐58-1 TEL82-5050	60	10	ユニット型個室
4	特別養護老人ホーム グリーンホーム三木	三木市与呂木683-397 TEL86-1212	56	14	従来型個室 20室 2人部屋 1室 4人部屋 12室
5	特別養護老人ホーム りんどうの里	三木市志染町四合谷字伊賀ノ垣341 TEL84-0237	56	14	従来型個室26室 4人部屋 11室
6	介護老人福祉施設 カトレア三木	三木市福井字鷹尾1981-1 TEL 83-0088	50	20	ユニット型個室
7	高齢者総合福祉施設 さざんかの郷	三木市吉川町大沢418 TEL72-1170	90	10	従来型個室 4室 2人部屋 12室 4人部屋 8室 ユニット型個室30室
8	特別養護老人ホーム 三木すみれ園	三木市志染町青山7丁目1-18 TEL85-8800	100	20	ユニット型個室
計			578	122	